

議案第49号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から生駒市を脱退させることとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成22年6月10日提出

天理市長 南 佳 策

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を変更する規約
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約（平成17年1月奈良県指令市町村第989号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2市の項中「、生駒市」を削る。

附 則

- 1 この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。
- 2 平成22年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（生駒市）の会計年度は、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約第18条の規定にかかわらず、平成22年4月1日からこの規約の施行の日の前日までとする。
- 3 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（生駒市）の平成21年度及び平成22年度の決算については、なお従前の例による。